　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 

お　知　ら　せ

令和６年12月16日

今治保健所運営協議会

（今治保健所企画課）

令和６年度今治保健所運営協議会の開催について

　標記協議会を、次のとおり開催（全部公開）します。

１　開催日時

　　令和６年12月23日（月)　午後３時から午後４時（予定）

２　開催場所

　　東予地方局　今治支局　４階　大会議室

　　（今治市旭町1丁目4番地９）

３　議題

（1）今治保健所の主要事業について

（2）その他

４　傍聴

　（1）　傍聴の定員　　6人

　（2）　傍聴の申込方法等

　　　①　傍聴を希望される方は、令和６年12月19日（木）午後３時までに、電話、ＦＡＸ又はメールにより、傍聴を希望する会議の名称（今治保健所運営協議会）、氏名、住所及び連絡先の電話若しくはＦＡＸの番号又はメールアドレスを協議会事務局（企画課企画情報グループ）へ連絡してください。（1回の申込につき1名のみ可）

　　　②　傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

　　　③　傍聴することができる方には、12月20日（金）午後５時までに、協議会事務局から電話、ＦＡＸ又はメールによりその旨を連絡します。

　（3）　会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

〔問い合わせ先及び傍聴申込み先（協議会事務局）〕

　　　今治保健所（東予地方局健康福祉環境部今治支局）

企画課企画情報グループ（担当：飯尾）

　　　　　［〒794-8502　愛媛県今治市旭町1丁目4番地9］

　　　　　　　電　話　０８９８―２３―２５００　内線２８３

　　　　　　　ＦＡＸ　０８９８―２３―２５３１

　　　　　　　メール　 ima-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp

傍聴要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　今治保健所運営協議会

1　会議での受付及び手続

　　会議の傍聴の許可を受けた方は１２月２３日(月)午後２時５０分（会議の開催予定時刻の10分前）までに、会場（今治市旭町1丁目4‐9　東予地方局今治支局　4階　大会議室）の受付で氏名及び住所等を記入のうえ、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

（受付開始は、１２月２３日（月）午後２時３０分からです。）

2　会議を傍聴するにあたって守るべき事項

　　会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

（1）　会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。

（2）　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

（3）　会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（4） その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

（1）　会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。

（2）　会議を傍聴する方が、2の規定（守るべき事項）に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

４　その他

発熱等が見受けられる場合は、傍聴をお断りすることがあります。